

ご利用案内

長根公民館

所在地

住 所	〒489-0923 瀬戸市城屋敷町2番地
電 話 番 号	(0561) 85-0911

利用案内

開 館 時 間	午前9時～午後9時
休 館 日 (利用不可日)	年末年始(12月28日～1月5日)
事務協力員勤務時間	午後12時30分～午後4時30分(日曜除く)
受 付 案 内	開館日の月曜日～土曜日
受 付 時 間	午後12時30分～午後4時30分 ※事務協力員勤務時間内
受 付 期 間	利用日1ヶ月前の初日～利用日前日まで
申 込 方 法	直接公民館へ申し込んでください ※ 空室状況については電話照会をお受けします

利用の制限

公民館は、様々な学習機会や集会の場を提供し、文化活動、生涯学習のための社会教育施設です。

公民館は、市の事業・公民館の事業・連区の事業・地域の団体の利用が優先されます。

以下の場合には利用の制限があります。

- ◎個人での利用(団体での利用が原則です)
- ◎公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがある(他に迷惑となる行為)と認められたとき
- ◎1週間に2回をこえて利用するとき
- ◎他連区団体が継続的に利用するとき
- ◎営利(販売、営業、宣伝、勧誘、塾など)を目的とした活動
- ◎特定の政党や支持者の利害・支援に関する活動(公職選挙法に基づくものを除く)
- ◎特定の宗教や宗派、教団の支持・支援に関する活動
- ◎飲酒を目的とする集会
- ◎その他、特別な理由のあるとき

令和6年4月1日からの施設利用料

◎1時間単位で利用できます。

◎冷暖房費・消費税を含んでいます。

会 場	面積 (㎡)	利用料(円) 1時間あたり	※参考			
			2時間	3時間	4時間	8時間
第1集会室	70.93	500	1,000	1,500	2,000	4,000
第2集会室	70.93	500	1,000	1,500	2,000	4,000
第3集会室	70.93	500	1,000	1,500	2,000	4,000
和室1	19.60	150	300	450	600	1,200
和室2	19.60	150	300	450	600	1,200
会議室	43.60	500	1,000	1,500	2,000	4,000
料 理 室	44.00	500	1,000	1,500	2,000	4,000